

2 児童虐待防止法等の改正等について

- ・ 児童虐待防止法等の改正について
- ・ 警察と児童相談所との連携について

児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正法の概要

- 平成16年改正法附則に基づき、超党派で改正案が取りまとめられ、本年4月国会に提出。同年5月、可決・成立(平成20年4月施行)。

1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等の安全確認措置の義務化
- 解錠等を伴う立入調査を可能とする新制度の創設
- 立入調査を拒否した者に対する罰金額の引上げ(30万円→50万円以下)

2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大
 - ※ 裁判所の承認を得た上での強制的な施設入所措置以外に、一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も制限可能に
- 都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設(命令違反には罰則)
 - ※ 裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合で特に必要があるとき、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止命令をできる制度を創設。

3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

- ※ 保護者が指導に従わない場合、一時保護、施設入所措置等の措置を講ずることを明確化

4 その他

- 国及び地方公共団体による重大な児童虐待事例の分析責務の規定
- 地方公共団体による要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化
など

児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

前回(平成16年)の改正法附則の見直し規定を踏まえ、児童虐待防止対策の強化を図る観点から、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化等を図るための所要の見直しを行う。(平成20年4月施行)

1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等は、虐待通報を受けたときは、速やかに安全確認のための措置を講ずるものとする。
- 市町村等は、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を児童相談所長等に通知するものとする。
- 児童虐待のおそれのある保護者に対する都道府県知事による出頭要求を制度化すること。
- 従来 of 立入調査のスキームに加え、都道府県知事が立入調査を実施し、かつ、重ねての出頭要求を行っても、保護者がこれに応じない場合に限り、裁判所の許可状を得た上で、解錠等を伴う立入調査を可能とすること。
- 立入調査を拒否した者に対する罰金の額を引き上げるものとする。(30万円以下→50万円以下)

2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も、児童相談所長等が保護者に対して面会・通信等を制限できるようにすること。
- 裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合であって、特に必要があるときは、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかいを禁止できることとし、当該禁止命令の違反につき罰則を設けること。

3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

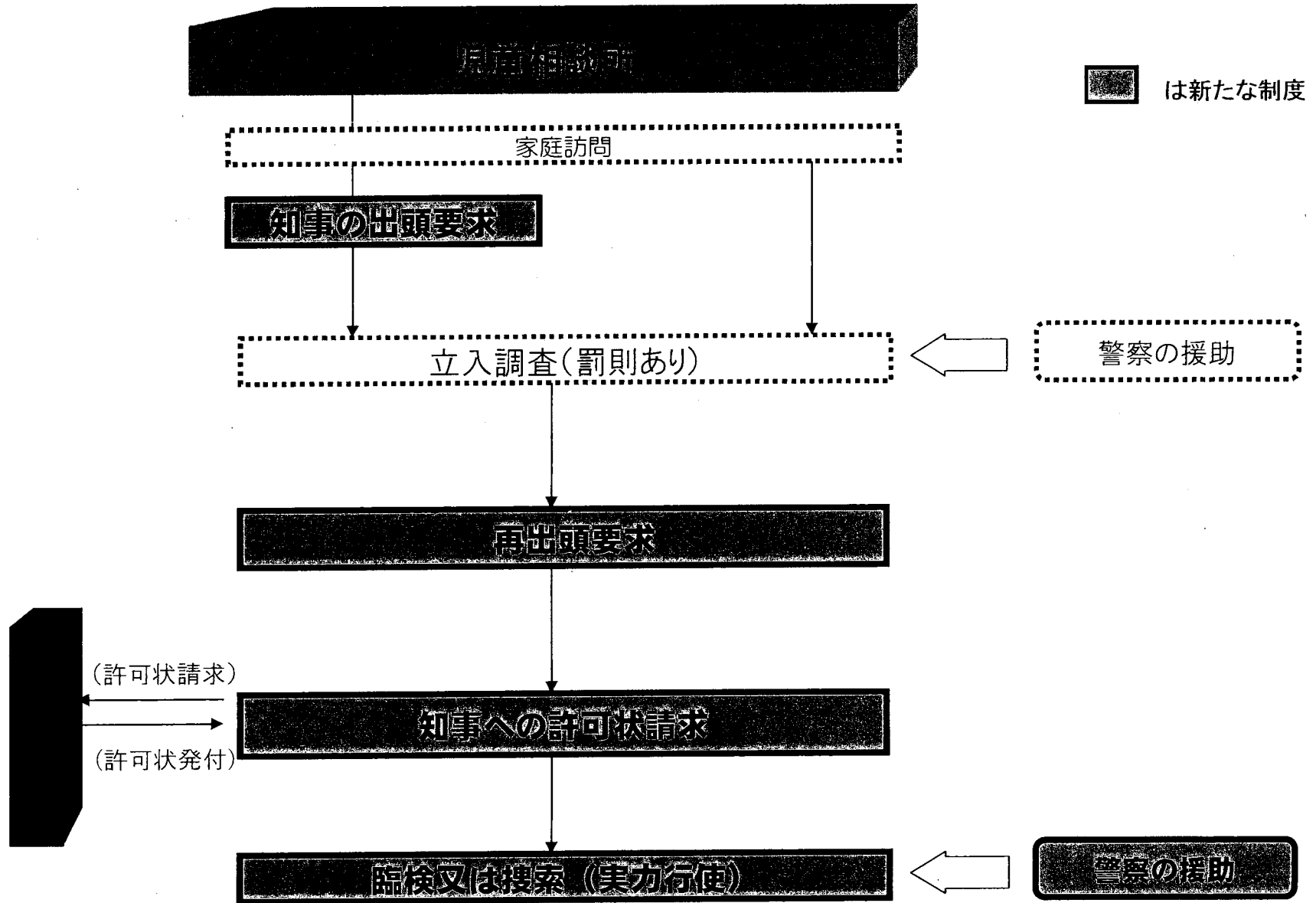
- 児童虐待を行った保護者に対する指導に係る都道府県知事の勧告に従わなかった場合には、一時保護、施設入所措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 施設入所等の措置を解除しようとする際には、保護者に対する指導の効果等を勘案するものとする。

4 その他

- 法律の目的に、「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記すること。
- 国及び地方公共団体は、重大な児童虐待事例の分析を行うこととすること。
- 地方公共団体は、要保護児童対策地域協議会の設置に努めなければならないものとする。

など

児童の安全確認・保護のプロセス



面会・通信制限の強化等について

	改正前	改正後
<p>一時保護</p> <p>・虐待等により、児童を保護者から一時的に分離する必要がある場合に行われる児童の緊急保護</p>	なし	<p>面会・通信制限</p> <p>※接近禁止命令が必要な場合、強制入所へ移行</p>
<p>同意入所等</p> <p>・保護者の同意の下に行われる児童養護施設等への入所措置や里親委託措置</p>	なし	<p>面会・通信制限</p> <p>※接近禁止命令が必要な場合、強制入所へ移行</p>
<p>強制入所等</p> <p>・保護者の同意のないまま、家庭裁判所の承認を得て行われる児童養護施設等への入所措置や里親委託措置</p>	面会・通信制限	<p>面会・通信制限</p> <p>+</p> <p>接近禁止命令（罰則あり）</p>

児童虐待防止対策の強化について

	法改正による対応	法改正以外による対応（○：予算等 ●：運用見直し）
発生予防		<ul style="list-style-type: none"> ○ 生後4か月までの全戸訪問事業（「こんにちは赤ちゃん事業」）の創設 ○ 地域子育て支援拠点の拡充
早期発見 ・ 早期対応	<p>[安全確認等の強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待通報を受けた際の児童相談所等の安全確認の義務化 ・ 市町村等が立入調査・一時保護の実施が適当と判断した場合の児童相談所長等への通知を制度化 ・ 安全確認に関する保護者に対する出頭要求の制度化 ・ 立入調査を拒否、かつ、重ねての出頭要求に応じない場合の開錠等を伴う立入調査の創設 ・ 立入調査拒否の罰金額引き上げ（30万円以下→50万円以下） ・ 国及び地方公共団体が重大な虐待事例の分析を行うことを義務化 <p>[市町村の機能強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）設置の努力義務化 <p>[情報共有の徹底]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体間で児童虐待に関連する必要な情報を利用提供できる旨を明確化 	<p>[通告受理、安全確認等の基本ルールの徹底]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 虐待情報は全て通告として受理・記録し、緊急受理会議を開催する旨を徹底 ● 48時間以内に直接目視での安全確認を実施するようルール化 ● きょうだい事例はハイリスクケースとして、積極的対応を講じる旨を明確化 ● 児童相談所が担当する在宅虐待事例は全て定期的に状況を会議で検討 <p>[児童相談所の体制整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉司の充実（人口170万人規模で25人→28人） ○ 一時保護所の充実（一時保護施設等緊急整備計画） <p>[市町村の機能強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が児童相談所OB等を地域協議会へ派遣・配置 ○ 地域協議会の機能強化等のための地方財政措置の充実 <p>[情報共有の徹底]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所による地域協議会への必要な情報提供の義務化 ● 地域協議会において、全ての虐待事例の進行管理台帳を作成し、状況等を定期的に確認する仕組みを導入
保護・支援	<p>[面会通信制限等の強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への面会通信制限を一時保護等にも拡大 ・ 強制入所措置を行った場合の保護者に対する児童への接近禁止命令（罰則付き）の創設 <p>[保護者が指導に従わない場合の措置の明確化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者指導に係る勧告に従わない場合において、一時保護、施設入所措置、親権喪失宣告の請求等を行うことを明確化 <p>[児童相談所長による親権の行使]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所長が、未成年後見人が選任される等までの間、親権を行使できる制度を創設 	<p>[施設退所後の支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設を退所する児童の就職、住居の賃借の際の施設長による身元保証制度を創設

改正法の施行スケジュールについて

平成19年

7月～ 9月 関係省庁と連携しつつ、検討

10月 地方公共団体への素案の提示

平成20年

2月 省令公布・通知発出・マニュアル配布
地方公共団体への制度・運用の説明

4月 改正法施行

児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正のポイント

第1 背景

「児童虐待の防止等に関する法律」、いわゆる児童虐待防止法は、超党派の議員立法により平成12年5月17日に制定（同年11月20日に施行）されたが、これまで、平成16年4月（H16.4.7 成立、4.14 公布）に改正が行われ、同年10月の改正法施行後、本年で3年目を迎えている。

この間、関係者による児童虐待防止に向けた取組が進められてきたが、一方で、児童虐待の事例は減少しておらず、児童相談所に寄せられる児童虐待の相談対応件数は平成18年度（速報値）において37,343件と過去最高を記録し、厚生省が児童虐待の統計を取り始めた平成2年度の約3.4倍、法施行前の平成11年度の約3倍と年々増加している。また、我が国においては、把握されているだけで毎年50件前後の虐待による死亡事例が発生しており、ほぼ毎週こうした子どもの虐待死が生じている。さらに、子どもが巻き込まれた心中事件まで含めると、保護者によりさらに多くの子どもが死に至っている状況にある。このような痛ましい事件を防ぐためにも、児童虐待は、今日なお、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっている。

一方、前回の平成16年改正法附則においては、法施行後3年以内に、児童の住所等における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方等について、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと規定された。

この改正法の見直し規定を踏まえ、また、先に述べた制度改正後の状況に鑑み、児童虐待の防止等に関する施策をさらに強化するため、昨年11月より、超党派の国会議員により構成された「児童虐待防止法見直し勉強会」において、議員立法による改正法案提出に向けた取組が進められた。

その結果、本年4月26日、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置のとられた児童との面会または通信等の制限の強化、児童虐待を行った保護者が指導に従わない場合の措置を明確にするための規定の整備等を行う「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、5月25日成立したところである。同改正法は6月1日に公布され、平成20年4月1日より施行されることとなっている。

第2 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正関係

1 目的（第1条関係）

この法律の目的として、「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記するものとされたこと。

- 第1条の法の目的規定において「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記することとされたが、これは、児童虐待の防止等に関する施策があくまでも児童の権利利益の保護を目的とすることを明確化したものである。

2 国及び地方公共団体の責務等（第4条関係）

- (1) 国及び地方公共団体の責務に、児童虐待を受けた児童等に対する「医療の提供体制の整備」を加えるものとされたこと。
- (2) 国及び地方公共団体の責務に、「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析」を加えるものとされたこと。
- (3) 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならないものとされたこと。

(1) 医療の提供体制の整備に係る責務

- 現在、児童虐待対応に関し、医療機関については、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際に、通告をためらう事例がみられること、虐待を受けた児童に対する著しい情緒・行動の問題や精神障害への治療的関わりなどの専門的な対応ができる機関が少ないことなどの課題が指摘されている。このため、地域の実情に応じて、
 - ① 児童虐待を受けたと思われる児童について、医療機関から児童相談所、市町村保健センター等の適切な機関に必要な情報が迅速に提供されるシステムの構築を図るとともに
 - ② 虐待を受けた児童に対して、適切な、医学的な評価、治療が行われるための体制の整備が必要となっている。
- こうした問題意識を踏まえ、今回の改正においては、こうした医療提供体制を整備すべき旨を明確化するため、国・地方公共団体の責務として「医療の提供体制の整備」に努める旨規定されたものである。

(2) 児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析（検証）の責務

- 児童虐待による死亡事例など重大な事件の再発を防止するためには、発生した要因や制度・運用の問題点を把握していくことが必要であり、そのためには事例の検証が重要である。

- こうした認識の下、国においては、平成16年より、社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」を設置し、児童虐待による死亡事例等の分析・検証及び3回にわたる報告書の作成が行われてきているが、一方、地方公共団体においては、未だ死亡事例の多くについて検証作業が行われていない状況にある。

※ 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第三次報告）によれば、平成17年1月1日から12月31日までの間の虐待による死亡事例のうち、地方公共団体において検証が行われた事例は、有効割合で見ると、22例(47.3%)であり全体の半数に満たなかった。

- このため、今回の改正では、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、国・地方公共団体双方についての分析（検証）の責務が規定されることとなったところである。今後は、国及び地方公共団体それぞれにおいて、死亡事例等の分析・検証を通して、児童虐待防止対策が進展することが期待される。
- なお、国において検証作業を担当している「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」においては、6月22日に第3次報告が取りまとめられたところであるが、その中で、地方公共団体における虐待による死亡事例等の検証作業の参考となるよう、その基本的考え方等について示されており、今後は、同考え方等を参考に作業を進めることが望ましい。

(3) 親権を行う者の責務

- 親権については、民法において、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と規定されており、権利であると同時に義務であるとされている。今回の改正に当たっては、こうした親権の義務的側面にも鑑み、また、親権の行使と児童の権利利益は整合的である必要があるとの観点から、法律上、「親権の行使に当たって、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない」旨が明記されることとなった。

3 安全確認義務（第8条関係）

- (1) 市町村、福祉事務所の長及び児童相談所による児童虐待を受けたと思われる児童の安全確認が努力義務であったのを改め、安全確認のために必要な措置を講ずることを義務化するものとされたこと。
- (2) 市町村又は福祉事務所の長は、出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を都道府県知事又は児童相談所長に通知するものとされたこと。

(1) 安全確認措置の義務化

- 現行法の第8条においては、通告を受けた児童相談所長等が児童の安全の確認を行うことを努力義務としているが、対応の遅れなどにより、虐待死に至るなど痛ましい事件が生じていたところである。
- このため、今回の改正により、児童虐待の通告に対する児童相談所等の対応に万全

を期すため、通告を受けた児童相談所長等に対し、児童との面会等の児童の安全を確認するための措置を講ずることを義務づけることとされたものである。

- なお、既に、今回の法改正に先んじて、本年1月に改正された児童相談所運営指針等においては、通告があった場合、児童相談所は、各自治体が定めた所定時間以内に子どもを直接目視することにより安全確認を行うこととされ、その所定時間は48時間以内とすることが望ましい旨が明記されている。

※ 平成19年4月1日現在、児童相談所設置自治体の9割で48時間以内での安全確認が実施され、他の自治体でも今年度内にこうした安全確認に関する時間ルールを定める予定となっている。

- ちなみに、今回の改正においては、保護者に対する都道府県知事による出頭要求の制度化、裁判官の許可状を得た上で行う開錠等を伴う立入といった新たな制度が創設されているが、これらは、努力義務になっていた児童の安全確認が義務化されたことに伴い、より実効性のある安全確認手段として、新たに設けられたものと位置づけられる。

(2) 市町村等による立入調査、一時保護の実施等に係る児童相談所長への通知

- これまで虐待死事件が相次いだことを踏まえれば、児童の確実な安全確認や安全確保に向けて、児童相談所（都道府県知事）と市町村等との一層の連携を図ることが必要である。このため、児童相談所だけでなく、住民に身近な市町村等においても、要保護児童等の見守り等を行う中で、立入調査等の必要性を把握した場合には、その旨を児童相談所（都道府県知事）に通知することで、迅速な立入調査や一時保護の実施を確保することが適当である。

- したがって、今回の改正においては、市町村又は福祉事務所の長は、出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を児童相談所長（都道府県知事）に通知することとされた。

なお、既に今回の改正に先んじて、本年1月に「市町村児童家庭相談援助指針」が改正され、同様の仕組みが事実上導入されているほか、「児童相談所運営指針」の改正により、逆に児童相談所においても、疾病等や仕事の事由等により家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合や養育困難家庭として養育支援の必要性が認められる場合には、子育て支援短期利用事業や育児支援家庭訪問事業の活用について、市町村に通知するものとしている。

4 出頭要求（第8条の2関係）

- (1) 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとされたこと。
- (2) 都道府県知事は、保護者が(1)の出頭の求めに応じない場合、立入調査その他の必要な措置を講ずるものとされたこと。

- 従来の制度では、例えば、呼びかけに対し全く応答がないが住居内で虐待の行われている疑いがある事例、いわゆるネグレクトなどの事例については、子どもの安全確認に時間を要していた実態がある。

このため、今回の改正により、これらの場合により効果的に安全確認を行うための選択肢の一つとして、新たに出頭要求の制度が設けられ、保護者に対して子どもを同伴して出頭することを求めることができることとされた。

- この出頭要求は、厚生労働省令で定めるところにより、保護者に対して、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき子どもの氏名その他必要な事項を記載した書面により告知することとされている。
- なお、この出頭要求に応じない場合には、安全確認に向けて次のステップに移行し、法第9条の立入調査その他の必要な措置を講じるものとされている。

5 再出頭要求（第9条の2関係）

都道府県知事は、保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとされたこと。

- 第8条の2と同様に、子どもの安全確認のための新たな制度として、再出頭要求が設けられた。ただし、本条の再出頭要求は、正当な理由なく立入調査を拒否したことが要件とされる。
この場合も、第8条の2第2項に定める手続が準用されており、必要な事項を記載した書面により告知することが必要である。
- なお、裁判官の許可状を得た上で行う第9条の3の臨検等は、一定の手続を経た上で実施されることが必要との判断から、必ず本条の再出頭要求が行われ、保護者がこれに応じないことが要件とされている。

6 臨検等（第9条の3から第10条の5まで関係）

- (1) 都道府県知事は、保護者が5の再出頭要求を拒否した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、児童相談所の職員等に児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は児童を捜索させることができるものとされたこと。
- (2) 警察署長に対する援助要請その他の臨検等に当たって必要な手続等を定めるものとされたこと。

- 現行制度では、安全確認等が必要な場合、都道府県知事が必要に応じて警察の援助を受けて立入調査を実施することとされている。しかしながら、立入調査を実施した事例の中には、保護者の拒否等によりこれを執行できず、繰り返しの訪問など児童相談所等が膨大な労力を費やして安全確認を行っている事例(※)が存在し、関係者からは、保護者の強い拒否や抵抗があっても、児童の安全確認のために確実に立入調査が可能な制度の創設が望まれていた。

※ 平成18年に厚生労働省が実施した調査では、平成17年度中に実施した立入調査207件のうち、保護者の拒否、抵抗により立入調査を執行できなかった事例が8件存在。

- 現行制度でも、現に保護者による児童への加害行為がまさに行われようとしており、当該児童の生命身体に危害が切迫している場合等、警察官職務執行法の対象となるような事例については、警察官が状況に応じて強制的に解錠するといった実力行使も可能と解されている。しかし、ネグレクトのように児童を直接目視できないような場合には、児童の状況自体把握できず、こうした強制的な立ち入りが困難な場合も想定される。
- このため、今回の改正においては、こうした事例にも対応可能となるよう、司法の関与による解錠という実力行使を伴う新たな立入制度が設けられたものである。

なお、今回創設された立入制度は、あくまでも現行法下で可能な立入調査を実施しても、頑なに立ち入りを拒否されるようなケースについて例外的に実施されることが想定されており、まずは迅速な安全確認が要請されている中で、来年4月の改正法施行後においても、大多数のケースは、第9条に基づく従前の立入調査により安全確認が行われるものと考えている。
- 本条に基づく立入制度（臨検等）は、
 - ① 第8条の2による出頭要求を行い、この求めに応じない場合に、第9条の立入調査を実施し、当該立入調査を正当な理由なく拒否等をしたとき、又は、
 - ② 第9条による立入調査を行い、当該立入調査を正当な理由なく拒否等をしたとき、第9条の2による出頭要求を行い、これにも応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全確認又は安全確保のため、児童の福祉に関する事務に従事する職員が、裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、実施することができるものである。
- 裁判官の許可状を得ることが要件とされているのは、そもそも憲法第35条第1項において、

「何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条（注：現行犯）の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。」

とされ、令状の発せられる場合を除き、住居への不可侵が定められていることによる。従来は、憲法第35条に基づく住居不可侵の例外としては、刑事訴訟法に基づく犯罪捜査等の場合のみ令状に基づいて住居に立ち入ることが認められてきたが、今回の改正ではこれらのほか、児童虐待防止の観点から、児童の安全確認又は安全確保のために、裁判官の許可状に基づき強制的に住居に立ち入ることが認められることとなったものである。

このような本立入制度の特殊性から、本条第6項においては、
「第一項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。」

と規定されたところである。
- 裁判官が許可状発付の可否を判断するため、裁判官に提出すべき資料が法律上規定されており、第3項においては、

- ・ 児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料
- ・ 臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料
- ・ 保護者が第9条の立入調査を拒むなどしたこと及び第9条の2の出頭の求めに応じなかったことを証する資料

を提出しなければならないこととされている。

- 許可状により可能となる行為は、児童の住所若しくは居所を「臨検」すること、又は児童を「搜索」することである。これらの行為は、警察官が前面に立って行うものではなく、都道府県知事が、児童福祉に関する事務に従事する職員に行わせるものであるが、実力行使を伴い、住居等に立ち入ることについては「臨検」を、住居その他の場所につき、強制処分として人の発見を目的として捜し出す行動を「搜索」を用いるのが通例であり、本条の規定ぶりとなった。
 なお、第9条の立入調査は、行政調査としての立入調査であり、立入等を拒んだ者について罰則を定めることにより、調査の実効性を担保しようとするものである。一方、本条の臨検・搜索は、第9条の立入調査が拒否され、かつ、その後の出頭要求にも応じない場合において、児童虐待の疑いがあるときに、裁判官の許可状を得た上で解錠等の実力行使を伴う住居等への立入や児童の搜索を可能とするものである。両者は、前者が罰則という間接的な強制により調査の実効性を担保しようとするものであるのに対し、後者が必要とあれば物理的実力の行使を伴って直接的に児童の安全確認又は安全確保をしようという点で、異なるものである。
- 第9条の3第1項において、都道府県知事は、児童福祉に関する事務に従事する職員をして、臨検又は搜索をさせることができる旨規定されているほか、第9条の7において、児童福祉に関する事務に従事する職員は、臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分を行うことができるものと規定されている。
- 警察との関係では、先に述べたとおり、この臨検等はあくまでも警察官ではなく、児童福祉に関する事務に従事する職員が行うものであり、児童相談所長は、必要があると認めるときは、警察署長に対し援助を求めることができることとされている。
- 臨検等については、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの夜間の執行が制限されるほか（日没前に開始した場合を除く。）、これらの処分を受ける者に裁判所の許可状を提示しなければならないこととされているとともに、身分証明証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないものとされている。
- また、臨検又は搜索をするときは、児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者又は同居の親族で成年に達した者を立ち会わせることとされ、これができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち会わせなければならないとされている。
- 児童福祉に関する事務に従事する職員は、臨検又は搜索をしたときは、調書を作成し、立会人の署名押印を求め、かつ、都道府県知事にその結果を報告することとされ、都道府県知事は、臨検等の実施状況について、都道府県児童福祉審議会に報告することとされている。

- なお、臨検等に係る処分については、行政手続法の不利益処分の手続や行政不服審査法の適用除外とされているほか、行政事件訴訟法の規定による差止めの訴えを提起することができないこととされている。

7 児童虐待を行った保護者に対する指導（第11条関係）

- (1) 児童虐待を行った保護者に対する指導に係る勧告に保護者が従わなかった場合には、当該保護者の児童について、都道府県知事が一時保護、強制入所措置その他の必要な措置を講ずる旨を明記するものとされたこと。
- (2) 児童虐待を行った保護者が、保護者に対する指導に係る勧告に従わず、その児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、親権喪失宣告の請求を行うものとされたこと。

(1) 保護者が勧告に従わない場合の強制入所等の措置の実施

- 児童相談所は、虐待の再発を防止する観点から、虐待を行った保護者に対して、子どもへの接し方や生活環境の改善等の指導を行い、虐待再発の危険性がなくなった場合において、親子の再統合を図ることが想定されている。

しかしながら、保護者の中には、児童福祉施設への入所には同意しているが、児童福祉司等による指導にも従わず、子どもを施設に預けたままで面会にも現れないといった者もあり、このような場合、児童の愛着形成その他適切な養育環境の確保の観点から、里親委託などへの措置変更が適当な事例も見られる。

- また、現行制度では、第11条第3項において保護者に対する指導に従わない事例については、都道府県知事が指導を受けよう勧告することができる旨規定されているが、実際には、勧告後の対応が明確でない等の理由から活用されていない現状がある。

- このため、今回の改正においては、保護者への指導の実効性を高めるとともに、児童の心身の安全や適切な養育環境の確保を図る観点から、都道府県知事の勧告に従わない場合にはさらなる措置を講じていくことを明確化するため、第11条第3項の規定により、都道府県知事の勧告について、保護者が従わない場合において必要があると認めるときは、都道府県知事が一時保護、児童福祉法第28条第1項の強制措置（入所・里親委託）その他の必要な措置を講ずる旨を明記するものとされた。

(2) 保護者が勧告に従わない場合の親権喪失宣告の請求

- さらに、(1)の措置を講じてもなお、保護者が勧告に従わない事例も想定されることから、今回の改正においては、児童相談所長は、第11条第3項の規定による勧告に保護者が従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第33条の6の規定による親権喪失宣告の請求を行うものとされた。